



批評と紹介

長谷川久一氏著「露の臺の露」を讀む

田 中 好

○ 元警視總監長谷川久一氏が「露ノ臺の露」を著述された、

亞洲川村竹治先生が其の序に述べられたやうに、書名から一風變つてゐる、即ち冬の真中に芽を出す露を題にして其の露を収めたところなど全く氏の性格の一片の表はれである、亞洲先生は出版時期が夏期であつたことを基礎として

時節外れ並み外れといふ所に長谷川氏が大きく踏んだ地歩があつて、露は細心の注意を拂ふ表はれであると言はれてゐる、併し筆を採る身は夏に冬を聯想し冬に夏を憧憬するのが常態であるから必ずしも出版時期を問はない、従つて

予は露の臺が所謂、百草中惟此不<sub>レ</sub>願、氷雪、最先<sub>レ</sub>春也、故世謂之鑽凍、雖<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>氷雪之下、至<sub>レ</sub>時亦生<sub>レ</sub>芽、と言つた質のものだから氷雪の下即ち世智辛い今の世に牧民官としての氏が仁澤を志した其の一片を集められたものと斷する方が適當であろうと考へる。蓋し露は潤萬物ものであるからである。

○ 本書に収録されたものは、感謝の生活から以下家族制度の紊亂より起れる足利時代社會混亂の一瞥に至る五十四の論文であつて、我國往古の諸制度を論じて現代制度に論及

し時勢の趨くへきところを指示するもあれば、歐米諸國の制度を探究して其の學ぶべきものと然らざるものとを教え國際問題其他を論じ範圍頗る廣汎に亘てゐて人を啓發するものが多い、犀東先生が言はれてゐるやうに名君學の研究から得た副産物たるを首肯せしむる。

予は是等多數の論文中から路政に關するものを抽出して氏の路政觀を紹介したい。第一は土佐日記十六夜日記及奥の細道にあらはれたる交通狀況である、今を去る一千年前紀貫之が縣官の解任に依つて京都へ歸るときの旅行や六百五十年前例の阿佛尼が訴訟の爲に關東に下向するときの旅日記や芭蕉の旅日記を紹介して當時の旅行がいかに困難なものであつたかを述べ、文化の向上に交通機關の必要なことを説いて、現在に於ては幾分は改良されたにしても奥州街道が芭蕉の所謂細道の儘に放任されてあることを嘆し、道路改良の必要なことを力説されてゐる。

次は東海道中膝栗毛の藝術的價值論である、享保二年彌次郎兵衛と喜多八の二人に依つて描寫された東海道の旅日

記は、資本主義精神に對する反抗的な民衆藝術であると斷定された、即ち徳川時代に於ける武士對平民の葛藤、詰り武士階級と平民階級とに於ける平民の反抗的氣分は助六由録江戸櫻等の劇や其の他の文學に依つて表現さるゝに至つたが、膝栗毛の作者は、徒に武士階級に反抗を試みて見たところで何の効果も期し難い、反つて酷烈な制裁を受けなから寧ろ滑稽洒落に世を送つた方が惻口な處世法である盧りがあるといふ心理状態を描き出されたのが東海道膝栗毛であると説かれ、ウイヤム、モリスの藝術論からすれば、民衆に依つて民衆の爲に造られ其の製作者にも其の享受者にも共に幸福である藝術が眞の藝術であるから、一般民衆の中から生れ其の力ともなり其の悦びともなり慰めともなつた膝栗毛は、模範的民衆藝術の標本であると言ふのである、膝栗毛は今更言ふまでもなく人口に膾炙せらるゝところであつて、之に關する説明書や解釋本は澤山あるのであるが、創作時代の社會思想に對照して之を藝術的に觀察され、犀東先生が言ふ水晶盤上を走る珠玉のやうな筆を

以て此短文に論じ盡されたのは、博學の氏に依つてのみ爲し得るところであつて、予の敬服するところである。

次は道路、郵政及新聞の三位一體論である、中歐に於ける通信の創始から説き起して郵政の發達と路政の發達とは密接離るべからざる關係を持するの歴史を縷述され、ダリウス一世が道路を築造し驛傳の制を立てたことを述べ、今日のやうに航空機關の發達に依つて交通運輸が營まれ、通信としてはラヂオの驚くべき進出に依つて新時代を現出するやうに爲つたが、道路と郵政と新聞との三位一體が其の産みの親であることを忘れてはならぬと説かれてゐるが、近代文化が中歐の大羅馬帝國の施設に依つて發展したことを多くの史實に依つて論證されてゐるのは氏の該博振りの表はれと言つて可いであらう。

次で自動車と鐵道の協力の必要を力説され、自動車の發達に依つて陸上交通機關として王者のやうな地位にあつた鐵道が悲惨な運命を辿らむとしてゐる、近代文明人は一分一秒も空費することを許さない所謂スピード時代に於て、

要求せらるゝ交通を即座に満足せしむる自動車が歡迎さるべきは當然であつて、鐵道は劣敗者の地位に陥るべきは至當である。即ち鐵道全盛時代に内陸交通の覇者であつた運河が悲惨な地位に蹴落されたことを今又鐵道に對して繰返すのであるが、英國が衰退した運河を擴張せむとする趨勢にあることを鑑るときは、鐵道は鐵道としての分野に於て自動車と協力して其の本來の使命を果たし、二重投資や交通界の混亂を防止すべきであると論じられてゐる、予も亦其の所論には無條件に賛成する。

ローマの道路改良精神を學べ。と言ふ所論もローマ人が法令を團體共存生活の爲に必要であると言ふ經驗感を持つてゐた爲に道路も亦發達したものであると説き、ローマの秩序の外形的象徴は其の道路に見ることが出來ると説き、ローマの道路は内に向つては國內の文化を進め外に向つては異民族外邦を和合せしむる文化目的を有してゐたことを思へば、昭和の聖代に於て本邦人士は又能く此精神を體得して施設しなければならむと結ばれてゐる、古今の史實を

捉え來つて世に呼びかけるところに氏の讀書力の旺盛なことを見出すであらう。

○  
 以上は予が長谷川氏の新著に依つて得た感想の一片に過ぎないのであるが、斯く該博な頭腦の持主たる長谷川氏が警視總監退官當時に於て巷間の非難を受けられたのである。予を諍議せなければ予の責を盡さない感を起すのである。智者知恵の爲に禍されたのであるか、夫れとも氏の抱持する意見が巷間に徹底しなかつたのであるか世論は區々である、由來智者が其の能力に偏倚して倒れた例は枚擧に暇がない程であるが、著者長谷川氏は寡言にして些事に拘泥せず温父芝之助氏の教養を受けて亞洲先生が言つたやうに世を大きく踏んで歩く型の人であつて、利巧に立ち廻れと言つても夫れが出来ない否な廻らない人である。従つて持ち前の智慧に倒れたと言ふことは當つてゐないのである。

新著を通して見た長谷川氏は、獨り博學の士と見るべき

でない、夫れを基礎として何物かを讀者に與へむとしてゐる、警視總監の就任に方つても腐敗墮落せる警察界に改革の何物かを與へむとした、夫れは所謂警官の精神的改造であつた。國旗を立て神棚を作れと訓示したのは我が國民精神を作興せよと命令したのである。即ち警官の精神的改造をやらなければ警察界改革の實を擧げ得ないものと確信されたに外ならない。精神的改革、之は言ふに易く行ふに難い問題であるが、日夜警官が其の憑徴たる物的施設を見ることに依つて精神の改革を馴致せしむることが百の訓示や美句を列ねた指示に勝るものと判断されたのであつたが、古い言葉であるが良薬は口に苦しと言はれるやうに被改革者は之を拒むで事もなげに折角の精神的改革の手段を逆に宣傳したのであつて、人の裏を搔くに妙を得た警官連が新聞記者を煽動して、純真な長谷川氏の所期するところに罵聲をかけたと觀るのが適當であらう。

某誌に「コト言つた、由來「長」と名のつく警視總監は政友會内閣に縁深く、しかも其の名に反して短命に終つてゐる

ことは不思議な巡り合せである、長岡隆一郎氏は在職九日の最短記録を持ち、長谷川氏は十七日、長延連氏は一ヶ月といふ短命で、何れも總監とし仕事をなす暇もなく終つてゐる。と併しながら予は「長」の字と警視總監とが因縁の悪い巡り合せとは斷定しない、蓋し是等の人々が短命であつたとは言ふものゝ又は姓と名とは違ふと言ふものがあつても第一世の總監が川路利長であつて相當の手腕を發揮したことからすれば兎ぎ屋の言も的にならぬからである。

由來警視總監であつて其の在職中に於ける効罪を精算されてゐる者が尠くない、而して其の罪の多くは社會的に忌むべく排斥すべき問題に關連してゐるに不拘、獨り本著の主人公長谷川氏のみが自發的動作に依るものゝ如く吹聴せらるゝのは心外に堪へないところである。過ぎ去つたことを繰返して氏に懊惱を與へることは予の心とするところでないが、世上聊ともすれば私情に捉はれて公人の公生活を忌避することあるのは予の斷じて許さないところである。公人も亦生きた人間である以上は聖人でない限り非難すべ

き點もあるであらう、併し夫れを以て公生活の全部を論難すべきではない、固より多數の部下を統轄する長官の一舉一動は嚴にすべきは言を俟たないのであるが、其の公正を期するが爲には之を援助すべき所謂幹部があるべきである、是等のものが當然に爲すべき援助を與へずして獨り長谷川氏にのみ巷間區々の非難を與へたこととなるではなからうか若しそうなれば、部下が順忠の誠意を持たなかつたことに胚胎するのであつて、官吏道德上其の部下の行動こそ非難すべく長谷川氏を非難すべき何物もないのである。

世は萬事俗論に聽くことに専らにして事を正視するの具眼なく、裏長屋式俗論を理由に良二千石として令譽があつた我が長谷川氏が官界から去らしめたことは、獨り長谷川氏個人の問題ではなく公的の損失と言つて可い、近時立法の地方委譲を論じて、立法の中央化を緩和すべきを論ぜられ、斯界に波紋を描かしめた、此の如く研究心に富む氏をして牧民の官途より退かしめたことは何と言つても國家的の損失である。長谷川氏が本著を捧げられた水野鍊太郎博

士も恐らく予と同じく世上俗論の採るに足らざるを痛感されたことと信ずるのであるが、再び長谷川氏をして持ち前の手腕を牧民の職に振はしむべく、夫れが春秋に富む長谷川氏を活かす所以であると同時に聊ともすれば型にはまつ

た活氣を失はむとする地方行政を回復することゝ爲るであらう。予は本書を紹介するに方つて切に夫れが成就し再び長谷川氏の該博な抱負の實現されむことを祈るものである。

## 滿洲地方に於ける

### 土木事業と都市計畫施設 「九」

三 浦 磐 雄

#### 大 連 (つゞき)

大連に於ける市街地建物築に就いて

大連市内に於ける建築物に就いては、明治三十八年遼東守備軍令達第十一號即ち大連市街家屋建築取締規則に依りて、永久建築に對して其の大綱を定めたるに過ぎず。

然れども草創の際に屬し、商業地區、住宅地區等に對する規定の内容明瞭を缺き、之が勵行に際し實行困難の點數からざる故に、實施以來數次多少の改正を見たるも未だ完璧と云ふを得ず。殊に住宅地區に對しても敷地面積の三分の二以上の建築面積を強ふるが如きは、市街の美觀と衛生との關係上極めて穩當を缺きたる嫌あり。而して商業地區